

協力学術研究団体指定要件確認書

令和 年 月 日

団体名 _____

○ 記入方法

- 貴学会について、次表に示す各項目の要件を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」を記入してください。
なお、すべての要件を満たさない場合は、協力学術研究団体の称号は付与されません。
- 要件(1)については、備考欄に個人会員である構成員の数(学部学生を除く。)を記入してください。
- 要件(3)については、備考欄aに研究者数(b・cの合計)及び構成員における研究者比率(研究者数/構成員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。
- 要件(4)については、備考欄aに役員数、研究者数(b+c)及び役員における研究者比率(研究者数/役員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。

要件	確認	備考
(1) 構成員(個人会員)の数が100人以上であること		構成員数 (名)
(2) 学術研究の向上発達を図ることを目的としていること(注1)		
(3) 研究者 [*] の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること(注2)		a 研究者数 (名) 研究者比率 (%)
		b 大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c その他(※⑥) (名)
(4) 役員の半数以上が研究者 [*] であること		a 役員数(名) 研究者数(名) 研究者比率(%)
		b 大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c その他(※⑥) (名)
(5) 上記(4)の研究者が会費を負担していること		
(6) (注3)の基準を具備する学術に関する機関誌を継続して年1回以上発行(電子発行を含む。)していること。ただし、学術研究団体の連合体の場合は、この限りではない。		

(注1) 次のようなものは該当しません。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関

(注2) 次のようなものは該当しません。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関
- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつてこれらに所属していたものを含む。)となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

(注3)

- ① 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの。次のようなものは対象外とする。
 - ア 予稿集、講演要旨集、会議用資料など(ただし、これらであっても、当該研究分野の特性に応じて、掲載された内容が学術論文に準じると判断される場合を除く。この場合は、そのことの説明文書を添付すること。)
 - イ 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
 - ウ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
 - エ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの
- ② 発行の終期を予定し得ないもの 単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。
- ③ 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの 発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、出版社等であつて、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。
 - ア 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっている。
 - イ 刊行物の表紙の発行人が〇〇学会となつても、奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの
- ④ 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの
- ⑤ ①から④を具備する機関誌を原則とするが、次の機関誌については、個別審査の上で適切と認められる場合には、当該団体の機関誌とみなすことができる。
 - ア 複数の学協会が発行する合同機関誌。ただし、複数の学協会の役割を明示した書類、発行物等を審査し、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。
 - イ 当該団体が編集し出版社等が発行する機関誌。ただし、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。

※ 「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、当該研究分野について、学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者